# 被扶養者の資格調査を実施します

共済組合では、被扶養者の資格の適正化を図るため、毎年、被扶養者の資格調査を実施しています。本年も7月に、次のとおり被扶養者の資格調査を実施します。

**（調査方法）**

所属所の共済事務担当課（係）を経由して調査を行いますので、該当する組合員の皆様には、書類等の提出について、ご協力をお願いします。

**（調査対象者）**

被扶養者全員を対象に行います。

ただし、次の①、②に該当する被扶養者は、今回の調査対象から除きます。

①平成18年4月以降に認定された被扶養者

②平成18年3月以降に**更新手続**をした被扶養者

**（扶養認定の基本要件）**

◎　被扶養者とは、「主として組合員の収入により生計を維持する者」で、「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

◎　18歳以上60歳未満の者は、通常「稼働能力を有している」と考えられますので、扶養手当の支給対象者、学生（定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除きます。）である者及び病気又は負傷のため就労能力を失っている者を除いては、自活が可能であり、国保等の社会保険制度に加入するのが通常の状態と考えられます。

「収入を得られない」又は、「パート等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、①就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況、②組合員が扶養しなければならない理由、③組合員がその者を経済的に扶養している事実等を具体的に調査確認したうえで、認定の可否について判定を行います。

◎　扶養認定における「収入（別表1）」とは所得税法上の「所得額」ではなく、将来に向かって恒常的に得られる全収入額をいいます。

給与収入は、給与所得控除前の総収入額をいいます。

事業収入については、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することとなります。（所得税法上の所得額とは異なる場合があります。）

年金収入については、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

**（提出書類）**

調査時に別表2の区分に応じた書類の提出が必要となりますので、あらかじめ準備をお願いします。また、必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において扶養事実等の確認が行われますので、共済組合へ書類を提出する必要はありません。

**（提出期限）**

所属所の定める期日までに共済事務担当課（係）に提出してください。

**（注意事項）**

この調査により、扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡及して扶養認定を取消すことになります。

なお、扶養認定取消日以後に組合員証を使用して医療機関等で受診していた場合は、その医療費等を返還していただくことになりますのでご注意ください。

詳しいことは、共済事務担当課（係）にお問い合わせください。

## 9月に組合員証の更新を行います

組合員証については、更新と検認を2年に一度交互に行うことになっています。本年は更新の年に当たり、9月中に組合員証の更新を実施します。

更新とは、古くなった組合員証を新しい組合員証に交換するとともに、組合員証の記載事項に誤りがないか確認を行うものです。

現在、皆様に交付しております組合員証は、有効期限が平成18年9月30日となっており、10月1日以降使用できなくなります。新しい組合員証につきましては、9月末までに、所属所の共済事務担当課（係）を通じて、現在、使用中の組合員証と交換のうえ交付することになります。

組合員証の更新に際しましてはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。



## 組合員証のカード化について

昨今、医療保険制度の各保険者において、組合員証（保険証）のカード化が行われています。

カード化に関しましては、組合員証の記載情報が記録できる※QRコードを利用したカード化、また、この記載情報に加えて医療機関における受診情報が記録できるICカード化等について、厚生労働省等関係機関において検討が進められているところです。

しかし、現時点でのカード化は、そのような機能を持つものではなく、組合員証をカードサイズに変更するものですが、これに係る初期費用、ランニングコスト等に相当の費用負担が生じるため、本組合では、費用対効果等について検討した結果、今年度の更新時におけるカード化を見合わせることとしました。

今後、ICカード等カード化の方向に注意しながら、費用の軽減について更に研究し、カード化に取り組むこととします。

※QRコードとは、バーコードが進化したもので、バーコードの数十倍から数百倍の情報量を扱うことができます。

見本

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### （別表1）被扶養者認定の収入限度額表

| 区分 | | 限度額 |
|---|---|---|
| 公的年金等を受給している方<br>※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など（遺族年金・障害年金を含みます。） | 60歳以上の方 | 年額180万円 |
| | 障害年金を受給している方 | |
| | その他 | 年額130万円<br>（月額 108,334円） |
| 上記以外の収入がある方 | | |
| 雇用保険（失業給付）を受給している方 | | 日額3,612円 |

### （別表2）被扶養者資格調査提出書類一覧表

| 区分 | 提出書類 |
|---|---|
| ① 学生 | ● 在学証明書（平成18年4月1日以降に交付された在学証明書） |
| ② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者 | ● 障害者手帳の写、又は診断書<br>（就労に制限を受ける旨の内容記載のもの） |
| ③ 年金・恩給受給者（所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。） | ● 平成18年度年金改定通知書の写（紛失等により提出できない場合又は平成18年度において改定がない場合は、平成18年6月分の送金通知書の写） |
| ④ 給与収入のある者 | ● 平成17年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写 |
| ⑤ 事業収入等（農業・商業・不動産・その他）のある者 | ● 平成17年分確定申告書（控）の写及び経費内訳書<br>● 事業収入申立書 |
| ⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹以外の者） | ● 住民票<br>● ①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類 |
| ⑦ 継続認定（就職活動中）の者 | ● 被扶養者申告書、扶養事実の申立書<br>● 組合員証（遠隔地被扶養者証）<br>● 平成18年度（平成17年分）の所得証明書（更新時）<br>● 求職活動状況申立書（更新時） |
| 被扶養者の要件を備えていない者<br>（認定の取消手続の必要な者） | ● 被扶養者申告書<br>● 認定要件を欠いた年月日の確認できるもの<br>● 組合員証（遠隔地被扶養者証） |

（注）1　上記の区分において、**複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要**となります。
　　2　給与条例による**扶養手当が支給されている場合は、書類の提出は必要ありません。**

**ご注意ください!!**

**人間ドックの取扱いが平成18年度から変更になっています!!**

❶ ドック利用の際は、必ず「人間ドック等利用券」を検診機関の窓口へ提出してください。

「人間ドック利用券」はドック利用の際に必要ですので、紛失しないよう注意してください。
再交付が必要な場合は、所属所の共済事務担当者へ連絡してください。

❷ ドック利用の際、利用者の一部負担金を検診機関の窓口で支払ってください。

※利用者分の負担割合は18年度から変更になっています。
1日・脳ドック:100分の20（変更前100分の15）　2日ドック:100分の40（変更前100分の30）

❸ 日程変更、キャンセルについては、必ず**事前に検診機関へ連絡してください。**